

【健康状態の確認と対応】

健康状態	2週間前以降の海外渡航歴はあるか。		2週間前以降に、関東、関西への滞在歴はあるか。		
	あり		なし		
	帰国の際に、検疫所から14日間待機と指示されている（検疫強化対象地域、入管法に基づく入国制限対象地域からの帰国）	帰国の際に、検疫所から特に指示されていない			
発熱等の風邪の症状がみられる	<p>○海外渡航歴（渡航先、帰国日）を聞き取る。</p> <p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p> <p>○症状が回復しても、帰国後2週間経過するまで自宅等で待機するよう指導する。</p> <p>○保健所等が行う健康確認に従うよう指導する。</p>	<p>○海外渡航歴（渡航先、帰国日）を聞き取る。</p> <p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p> <p>○症状が回復しても、帰国後2週間経過するまで自宅等で待機するよう指導する。</p>	<p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>	<p>○行き先、帰宅日を聞き取る。</p> <p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>	<p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>
<p>次の症状がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む） ○ つよいだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある <p>※基礎疾患等がある場合は、上の症状が2日程度続いている</p>	<p>○海外渡航歴（渡航先、帰国日）を聞き取る。</p> <p>○健康確認を行っている保健所等に症状がある旨を相談するよう促す。</p>	<p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（保健所）に相談するよう促す</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>	<p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（保健所）に相談するよう促す</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>	<p>○行き先、帰宅日を聞き取る。</p> <p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（保健所）に相談するよう促す</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>	<p>○自宅で休養し外出を控えるよう指導する。</p> <p>○最寄りの「帰国者・接触者相談センター」（保健所）に相談するよう促す</p> <p>○学校再開後まで症状が続く場合も同様であり、その場合、「出席停止」又は「非常変災等で校長が出席しなくてもよいと認めた日」扱いとすることを伝達する。</p>
上記の症状はない	<p>○海外渡航歴（渡航先、帰国日）を聞き取る</p> <p>○健康確認を行っている保健所等の指示に従うよう指導する</p>	<p>○海外渡航歴（渡航先、帰国日）を聞き取る。</p> <p>○帰国後2週間経過するまで健康観察を行う（登校は可能。）</p>	<p>対応なし（登校できる）</p>	<p>○行き先、帰宅日を聞き取る。</p> <p>○帰国後2週間経過するまで健康観察を行う（登校は可能。）</p>	<p>対応なし（登校できる）</p>